

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年11月30日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年12月16日から平成22年1月11日まで縦覧に供する。

平成21年12月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
辺池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 辺池地区	丸亀市都市経済部土地改良課
山崎横井地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 山崎横井地区	”